

糸島市補助金設計書

所管課	農林水産課
-----	-------

補助金名称	漁業近代化資金利子補給補助金
区分	③利子補給事業補助
該当例規等	糸島市漁業近代化資金利子補給規程

【長期総合計画体系】

基本目標 7 __ 地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策 1 __ 農林水産業の振興

施策⑤ __ 漁業生産基盤を整備し、つくり育てる漁業を振興する

1 補助の目的

漁業近代化資金を貸し付ける融資機関に対し、その貸付け利子を補助することで、低利の貸付けを促進し、漁業者の資本整備の高度化及び経営の近代化を図る。
漁業者にとっては、利子負担が軽減されることで資金借入れがしやすくなり、漁船や漁具の取得、改良などが進み、漁業経営の安定や漁家所得の向上が期待できる。

2 成果指標

成果指標 1 : 新規貸付件数 (件/年)
目標値 1 : 5 件
成果指標 2 : 漁協全体の水揚金額 (百万円/年)
目標値 2 : 2,704 百万円

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業
市内に居住する漁業者に貸し付ける漁業近代化資金の利子補給
補助対象者
糸島漁業協同組合 (受益者: 市内に居住する漁業者)

4 補助対象(外)経費

補助対象経費
糸島漁業協同組合が市内に居住する漁業者に貸し付ける漁業近代化資金に係る利子補給金

5 補助率・補助限度額、積算根拠

利子補給率: 融資平均残高の年 1 % 以内

※利子補給…行政が、特定の融資を行なった金融機関に対して、借入者の利子負担を軽減するため、その利子の一部または全部に相当する金額を給付すること。

6 補助期間 (期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 2 年度まで

利子補給期間は、貸付けの日から 3 年を経過する日の直後の 1 月 20 日まで。